

#### 4 新公会計事務

##### (1) 月次決算の記録・報告漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
政策企画部 危機管理室防災企画課 企画室政策課  議会事務局 総務課	決算整理事務マニュアルに規定されている月次決算整理について、担当者は財務会計システムによる修正等を毎月実施しているものの、結果の記録と所属長に対する報告が行われていなかった。	財務諸表の正確性を確認するため、月次決算整理の結果を記録するとともに、所属長への報告を速やかに実施されたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府新公会計制度 決算整理事務マニュアル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次決算整理の記録・報告</li> </ul> <p>月次決算整理の結果を記録し、所属長に報告（行政文書管理システムで起案・決裁）します。起案には必要に応じ確認した内容などの帳票、資料を添付してください。</p> </div>	≪危機管理室防災企画課・企画室政策課≫ 平成25年度分の月次決算整理の記録及び所属長への報告を、行政文書管理システムにより実施した。 今後は、決算整理事務マニュアル等の諸規定に則り、適正な事務処理に努める。  ≪議会事務局総務課≫ 平成25年度分より月次決算整理の記録及び所属長への報告を、行政文書管理システムにより実施した。 今後は、決算整理事務マニュアル等の諸規定に則り、適正な事務処理に努める。